

交通局職員の処分について

平成 25 年 7 月 19 日付けで、下記のとおり当局職員に対する処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

平成 25 年 5 月 23 日(木)未明、出張先の東京都内において、飲食後ホテルへ帰る途上、路上に放置されていた自転車に乗っていたところ、警察官から事情聴取を受け、占有離脱物横領の容疑で書類送検されたもの。(不起訴処分が確定している。)

2 処分理由

当該職員が刑法第 254 条に規定する「占有離脱物横領」に該当する行為を行ったことは、地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触し、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号（法令違反）及び同項第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当することから、懲戒処分を行うものである。

3 処分内容

戒告

4 被処分者

交通局高速電車部車両課 一般技術職 20 代 男性

5 処分発令日

平成 25 年 7 月 19 日（金）